

# 定 款

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当会社は、株式会社イノベーションホールディングスと称し、英文では Innovation Holdings CO., LTD. と表示する。

### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式または持分を保有することにより、当該法人等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 不動産の管理、売買、賃貸借、仲介および鑑定評価の業務
2. 土木、建築工事および設計、測量の業務
3. 建物の内外装および設備工事業
4. 外食店舗、コンビニエンスストア店舗の物件情報の提供および斡旋
5. 経営コンサルタント業
6. 店舗設備、店舗備品、内装造作、家具什器、店舗オートメーション機器および防犯・監視機器の販売、賃貸ならびに設置
7. 店舗設備、店舗備品、内装造作、家具什器、店舗オートメーション機器および防犯・監視機器の中古品の再生販売、賃貸ならびに設置
8. 古物商
9. 総合リース業
10. 物流支援システムの開発、提供、賃貸、運用および管理
11. パーソナルコンピュータ・オフィスオートメーション機器の買取・販売
12. コンピュータ、ソフトウェア、事務用機械器具の販売および賃貸
13. 人材育成のための教育・研修業務
14. 労働者派遣業
15. 前各号に関するフランチャイズ事業展開業務
16. フランチャイズチェーンシステムに関する研究開発ならびに新店舗展開に関する立案と市場調査
17. 飲食店の経営
18. 広告、宣伝に関する企画ならびに製作
19. 債権の買取およびその斡旋業務
20. 情報通信サービスの提供

21. 損害保険代理店業
22. 債務保証および信用保証業務
23. 前各号に付帯する一切の業務

#### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

#### 第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

#### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

#### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、64,000,000株とする。

#### 第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

#### 第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

#### 第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

#### 第 11 条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

#### 第 12 条（招集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

#### 第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

#### 第 14 条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第18条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

#### 第19条（取締役の選任の方法）

取締役は、株主総会の決議において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

#### 第20条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### 第21条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第22条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

#### 第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 第25条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第27条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### 第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規

程による。

#### 第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

#### 第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第 5 章 監査等委員会

#### 第 31 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### 第 32 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

#### 第 33 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

#### 第 34 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第6章 会計監査人

### 第35条（会計監査人の選任の方法）

会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

### 第36条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第37条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

### 第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から、3月31日までの1年とする。

### 第39条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

### 第40条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

### 第41条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息はつけない。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第13期定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第13期定期株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

(商号および目的変更に関する経過措置)

定款第1条（商号）および第2条（目的）の変更は、2024年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。

原始定款	平成19年11月26日
改正	平成20年1月1日
改正	平成20年12月17日
改正	平成21年4月17日
改正	平成21年7月16日
改正	平成21年8月12日
改正	平成23年6月15日
改正	平成24年1月18日
改正	平成25年5月16日
改正	平成26年8月28日
改正	平成27年3月11日
改正	平成27年3月19日
改正	平成27年6月16日
改正	平成28年6月10日
改正	平成29年3月28日
改正	平成29年6月9日
改正	平成29年6月28日
改正	平成30年2月1日
改正	令和元年6月17日
改正	令和元年12月11日
改正	令和4年6月14日

改正 令和 5 年 6 月 13 日  
改正 令和 6 年 6 月 17 日